

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年11月2日（平成30年（行個）諮問第197号）

答申日：令和元年6月25日（令和元年度（行個）答申第27号）

事件名：本人が特定日に開示請求をしてから開示までの文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書6（以下、順に「文書1」ないし「文書6」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、文書1、文書2及び文書4ないし文書6に記録された保有個人情報につき、これらの文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示し、文書3に記録された保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及び文書3に記録された保有個人情報を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の趣旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月6日付け北海相第82号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、以下の（1）ないし（3）の文書に記録された保有個人情報の開示を求める。

- （1）私（審査請求人を指す。以下同じ。）が特定年月日Aに北海道管区行政評価局総務課特定職員Aに開示請求事前相談をした際に渡した文書（以下「文書7」という。）
- （2）私が特定年月日Bに北海道管区行政評価局特定職員Bに提出した保有個人情報開示の実施方法等申出書（文書3と同じ。）
- （3）特定職員Bが本省特定職員Cに今後審査請求が続く場合があることを電話にて連絡しそのことについて特定職員Cから了解を得たこと分かる電話受理票又はメモ（以下「文書8」という。）

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

上記1（1）ないし（3）についての審査請求の理由は、それぞれ以下、アないしウのとおり。

- ア これがないと、開示文書を特定できないから。
- イ これを提出しないと私は開示文書を受け取ることができないから。
- ウ 特定職員Bの後任の特定職員Dが、特定職員Bが特定職員Cから了解を得たことを知っているということは、書類を見たということなので、書類が存在しているから。

公文書を毀棄すると刑法258条公用文書等毀棄罪になるので、保管しているはずだから。

(2) 意見書（添付資料省略）

別紙の2のとおり。

第3 諮問庁の説明の趣旨

1 審査請求の経緯

平成30年7月10日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、同年8月6日付けで、保有個人情報を部分開示する旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月14日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の概要

(1) 本件開示請求の内容は、審査請求人が特定年月日Cに開示請求をしてから開示までの書類一式として、①審査請求人が同日に提出した保有個人情報開示請求書、②特定年月日D 北海相第184号開示決定起案文書、③審査請求人が特定年月日Bに提出した保有個人情報開示の実施方法等申出書、④審査請求人が同日に交付を受けた相談対応票、⑤特定年月日E 北海相第113号開示決定起案文書及び⑥同日に簡易書留で郵送した行政相談週間用処理票の開示を求めるものである。

(2) 処分庁は、③審査請求人が特定年月日Bに提出した保有個人情報開示の実施方法等申出書については、処分庁において保有していないことを理由に、不開示として原処分（部分開示）を行った。

3 審査請求の趣旨等

(1) 審査請求の趣旨

①審査請求人が特定年月日Aに北海道管区行政評価局総務課職員に開示請求の事前相談をした際に渡した文書（以下、第3において「本件事前相談文書」という。）、②審査請求人が特定年月日Bに同局職員に提出した保有個人情報開示の実施方法等申出書（以下、第3において「本件申出書」という。）及び③同局職員が本省行政評価局職員に今後審査請求が続く場合があることを電話にて連絡しそのことについて本省行政評価局職員から了解を得たこと分かる電話受理票又はメモ（以下、第3において「本件電話受理票」という。）について、開示してほしい。

(2) 審査請求の理由

原処分において開示した保有個人情報の外に本件請求保有個人情報を処分庁において保管しているはずである。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

ア 本件事前相談文書（文書7）について

本件開示請求は、上記2（1）のとおり「審査請求人が特定年月日Cに開示請求をしてから開示までの書類一式」として、6件の保有個人情報を明示した請求である。

しかしながら、本件事前相談文書は、本件開示請求書において開示を請求する保有個人情報として記載されていないこと及び特定年月日Aに審査請求人から入手した文書であることから、本件開示請求において本件事前相談文書を特定しなかった原処分は妥当である。

イ 本件申出書（文書3）について

審査請求人は、本件申出書を北海道管区行政評価局職員に提出したと主張し、本件申出書の開示を求めているが、処分庁において本件申出書は保有していない。

処分庁に確認したところ、処分庁では、開示請求書や開示決定通知書の写しなど開示請求に関する行政文書については、まとめて保存することとしており、保有個人情報の開示の実施方法等申出書についても、併せて保存することとしているところ、原処分では、本件申出書の対象となる開示請求に関する行政文書及び他の開示請求に関する行政文書も確認したが、他の開示請求に係る保有個人情報開示の実施方法等申出書はそれらの開示請求に関する行政文書として保存されているものの、本件申出書については、その存在を確認することができなかったとのことであった。

審査請求人は、審査請求の理由において「これを提出しないと、私は開示文書受け取ることができないから。」と主張している。

「保有個人情報開示の実施方法等申出書」は、開示請求者が開示決定された保有個人情報の開示を申し出るときに提出するものであるが、開示請求書に記載された開示請求者の希望する方法により開示を実施することができる場合には、開示請求者は当該方法を変更しないのであれば、開示の実施方法等申出書を提出する必要がないとされている（法施行令19条2項）。

本件開示請求の対象となった開示請求では、開示請求者（審査請求人）が、保有個人情報開示請求書において、開示の実施方法について、「事務所における開示の実施」及び「写しの交付」を希望し、処分庁は、この保有個人情報開示請求書に記載された開示請求者が希望する方法により開示を行うことが可能である旨の決定を行った

ことが確認できる。

以上のことから、本件申出書に係る開示請求においては、開示の実施を行うときに本件申出書の提出が必要ではないため、本件申出書を保有していないとする原処分が不自然、不合理であるとはいえない。

また、本件審査請求を受けて、処分庁における保有の有無を改めて探索したものの本件申出書の存在は確認できなかった。

以上を踏まえれば、原処分において、本件申出書を保有しておらず不開示とした決定は妥当であると考ええる。

ウ 本件電話受理票（文書 8）について

審査請求人は、開示請求により開示した特定年月日 D 北海相第 1 8 4 号開示決定起案文書（文書 2）及び特定年月日 E 北海相第 1 1 3 号開示決定起案文書（文書 5）（以下、併せて「各開示決定起案文書」という。）において、「なお、本件の取扱いについては、本省行政相談課の事前了解を得ております。」との記載があること及び北海道管区行政評価局職員が前任の職員が本省行政評価局職員から電話で了解を得たことを知っていることと主張していることから、本件電話受理票の開示を求めたものと考えられる。

しかしながら、開示請求された 2 件の開示決定起案文書に該当するものとして、各開示決定起案文書の全てを特定しているがその中に本件電話受理票の存在はなく、既に開示の実施を行った保有個人情報全てであることから、本件開示請求において本件電話受理票を特定しなかった原処分が妥当である。

なお、審査請求人は、北海道管区行政評価局職員が本件電話受理票を保有していると主張していることから、同局において、念のため本件電話受理票を探索したものの存在は確認できなかったとのことであった。

（2）結論

以上を踏まえれば、原処分を維持することが妥当であると考ええる。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|--------------------|-------------------|
| ① | 平成 3 0 年 1 1 月 2 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月 1 9 日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 令和元年 5 月 1 0 日 | 審議 |
| ⑤ | 同年 6 月 2 1 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、文書1ないし文書6に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、文書1、文書2及び文書4ないし文書6に記録された保有個人情報を特定の上、全部開示し、文書3については保有していないため不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書3のほか、文書7及び文書8に記録された保有個人情報を特定して開示するよう求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、文書3に記録された保有個人情報の保有の有無及び本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 文書3に記録された保有個人情報の保有の有無について

諮問庁は、上記第3の4(1)イのとおり説明するところ、開示の実施の方法等の申出に関する法施行令の規定内容は、諮問庁が説明するとおりであり、文書3を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、北海道管区行政評価局において、文書3に記録された保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 文書7について

諮問庁は、上記第3の4(1)アのとおり、文書7は、本件開示請求書において開示を請求する保有個人情報として記載されていないこと及び特定年月日Aに審査請求人から入手した文書であることから、本件開示請求において文書7を特定しなかった原処分は妥当である旨説明する。

この点につき、本件諮問書添付の本件開示請求書を確認したところ、「開示を請求する保有個人情報」欄に「私が特定年月日C(ただし特定年月日Aより後の日付)に開示請求をしてから開示までの書類一式」との記載が認められ、文書7は、本件開示請求において審査請求人が求める文書1ないし文書6のいずれにも該当しないことから、処分庁が、特定年月日Aに審査請求人から入手した文書7を特定しなかったことは、妥当であると認められる。

(2) 文書8について

諮問庁は、上記第3の4(1)ウのとおり、各開示決定起案文書(文書2及び文書5)の全てを特定しているが、その中に文書8の存在はなく、既に開示の実施を行った保有個人情報が全てである旨説明する。

この点につき、本件諮問書に添付された文書2及び文書5の写しを確認したところ、そのいずれにも「伺い文」欄において、本件について、本省行政相談課の事前了解を得ている旨の記載があることが認められるものの、文書8が存在することをうかがわせる記載はなく、審査請求人において上記諮問庁の説明を覆すに足る具体的根拠も提示していないことから、処分庁において、文書8を保有していないとする諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(3) 以上のとおり，北海道管区行政評価局において，本件対象保有個人情報
の他に本件請求保有個人情報として特定すべき個人情報を保有してい
るとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，当審査会の上記判断を左右する
ものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求に対し，文書1，文
書2及び文書4ないし文書6に記録された保有個人情報につき，本件対象
保有個人情報を特定し，開示し，文書3に記録された保有個人情報につき，
これを保有していないとして不開示とした決定については，北海道管区行
政評価局において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特
定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保
有個人情報を特定したこと及び文書3に記録された保有個人情報を保有し
ていないとして不開示としたことは，いずれも妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣，委員 池田陽子，委員 木村 琢磨

別紙

1 本件開示請求文書

私が特定年月日 C に開示請求をしてから開示までの書類一式

- (1) 私が特定年月日 C に提出した保有個人情報開示請求書（文書 1）
- (2) 特定年月日 D 北海相第 1 8 4 号開示決定起案文書（文書 2）
- (3) 私が特定年月日 B に提出した保有個人情報開示の実施方法等申出書（文書 3）
- (4) 私が特定年月日 B に交付を受けた相談対応票（文書 4）
- (5) 特定年月日 E 北海相第 1 1 3 号開示決定起案文書（文書 5）
- (6) 特定年月日 E に簡易書留で郵送した行政相談週間用処理票（文書 6）

2 意見書（別紙 1 ないし別紙 3 は省略）

(1) 本件事前相談文書

別紙 1 のとおり、私が特定年月日 A に開示請求事前相談をしてから開示までの書類一式……の開示を希望したが、特定職員 E から「本件事前相談文書」と「本件電話受理票」は文書がないので記載しないように指導を受けた。「本件申出書」等はあると言いそれを記載するように指導を受け、開示請求書に特定年月日 C に開示請求をして……と記載した。本件開示請求書において開示を請求する個人情報として記載されていないのは、特定職員 E が文書はないとうそをついて補正し記載させなかったからである。

ア 特定行政相談委員に行政相談し、札幌法務局に照会し、回答を得た書類の開示をしてほしい。

イ 特定日 A に電話「〇〇（審査請求人を指す。）様からあらためて問い合わせがあり」、と記載し、総務課特定職員 A に渡した。（別紙 2 のとおり）。特定職員 A が特定職員 B に渡して、特定職員 B が別紙 3 の開示請求書記載方法を作成し、私はその通り記載した。

特定職員 B は、これがあると、相談対応票の中に（1）「北海道財務局に照会し回答を得た」こと、（2）「特定日 B にインターネットで照会」がうそだとばれるので、廃棄したので書類が存在しない。別紙 2 の朱書き訂正部分。

(2) 本件申出書

別紙 1 のとおり開示請求事前相談した時に、特定職員 E から「本件事前相談文書」と「本件電話受理票」は文書がないので記載しないように指導を受けた。「本件申出書」等はあると言っていたので、開示請求書に記載した。

開示制請求時には「本件申出書」は存在していたので、特定職員 E が

紛失・廃棄・隠ぺい等をしたことになる。

(3) 本件電話受理票

「なお、本件の取扱いについては、本省行政相談課の事前了解を得ております。」と記載がある。これは、開示請求の可否について事前相談し事前了解を得たと解される。

ところが、これは「特定職員Bが本省特定職員Cに今後審査請求が続く場合があることを電話にて連絡しそのことについて特定職員Cから了解を得た。」ことであると特定職員Dが停止請求書の起案文書に記載の解説をしている。

既に特定職員Bがいないので、特定職員Dは「特定職員Bが特定職員Cから了解を得た」ことを知らないはずであるが、「本件電話受理票」が存在していれば、それを見て知っていたことになるので、開示文書として存在している。